

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		指導・指示に従わないときの支援給付の変更・停止・廃止
根拠条例・規則等名		① 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号） ② 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号） ③ さいたま市福祉事務所長事務委任規則（平成 15 年さいたま市規則第 43 号）
条 項		① 第 14 条第 4 項 ② 第 62 条第 3 項 ③ 第 2 条第 2 項
所 管 部 課		区役所 健康福祉部 福祉課
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>被支援者は、生活保護法第62 条に規定された下記条項に基づいて福祉事務所長が決定、及び指導・指示を行ったときは、これに従わなければならない。また、保護施設を利用する被支援者は、同法第46 条により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。福祉事務所長は、被支援者がこれらの義務に違反したときは、支援給付の変更、停止、又は廃止をすることができる。</p> <p>なお、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14 条第4 項の規定により、下記条項中の「保護」を「支援給付」又は「支援」と読み替えるものとする。</p> <p>1. 保護の実施機関は、居宅における保護では保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。</p> <p>2. 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。</p>
	設定等年月日	平成 20 年 4 月 1 日設定 平成 27 年 4 月 1 日最終改正
備 考		処分基準は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定により生活保護法の例による